

第1表 令和2年職種別民間給与実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

2 調査の内容等

(1) 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ア 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- イ 民間企業における給与改定の状況等
- ウ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- エ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、ア及びイに関する調査である。

(2) 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(1)ア及びイに関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ (1)ア及びイに関する調査：6月29日(月)～7月31日(金)
- ・ (1)ウ及びエに関する調査：8月17日(月)～9月30日(水)

3 調査の範囲等

(1) 調査対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,072事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象としていない。

(2) 事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業によって24層に層化し、これらの層から470事業所を無作為に抽出し調査を行った。

先行して実施した調査における調査完了事業所数は、第2表のとおりである。

(3) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第2表 産業別・企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	391	194	143	54
農 業 , 林 業 、 漁 業	—	—	—	—
鉱業,採石業,砂利採取業、 建設業	20	8	7	5
製 造 業	185	73	79	33
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	64	36	19	9
卸 売 業 , 小 売 業	31	18	11	2
金 融 業 , 保 険 業 、 不動産業,物品賃貸業	13	12	1	—
教育,学習支援業、 医療,福祉、サービス業	78	47	26	5

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が5所、調査不能の事業所が74所あった。
- 2 調査対象事業所470所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所5所を除いた465所に占める調査完了事業所391所の割合(調査完了率)は、84.1%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。
- 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第3表 特別給の支給状況

項 目		金 額 等
平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)	382,489 円
	上半期 (A ₂)	379,108 円
特別給の支給額	下半期 (B ₁)	851,108 円
	上半期 (B ₂)	838,534 円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B_1}{A_1}\right)$	2.23 月分
	上半期 $\left(\frac{B_2}{A_2}\right)$	2.21 月分
年 間 の 平 均		4.44 月分

(注) 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
 備考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.50月である。

第4表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
57.0	43.0	50.8	49.2	50.7	49.3

第5表 人事院による報告及び勧告の概要

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ（△0.05月分）

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率80.3%）
なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.50月）

2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
令和2年度	期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
	勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
3年度以降	期末手当	1.275月	1.275月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳 [対前年 △2,255円、△0.2歳]



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」